

論点に関する検討課題等

「12 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い」について

第12 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い

- 再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱いに関する規律を設けることとするか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 再審請求審において取り調べられた証拠について、再審公判において、伝聞法則を適用しないこととした上で、原則として取り調べなければならないこととする規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 規律を設けることの相当性

- 上記(1)の規律を設けると、
 - ・ 伝聞法則の趣旨である事実認定の適正確保の要請が損なわれる
 - ・ 再審請求審と再審公判とで争点及び証拠関係が異なることもあり得ることから、再審公判において、争点が拡散したり、審理が散漫となり、かえって審理の長期化につながるおそれがある等の指摘について、どのように考えるか。

(3) その他